

各位

日々の安心・安全を守る警備員

セントラル警備保障では、報道関係の皆様には現在の警備会社の実態を知っていただくため、定期的にニュースレターを発行し、情報提供しています。

身近な様々な場所で日々の安心・安全を守る警備員。今回は、警備員の制服や携帯品についてご紹介いたします。

制服も法律に基準がある



セントラル警備保障の
警備員 制服

警備員の服装や護身用具については、警備業法において制限や使用上の基準が定められています。特別の権限を有しない警備員は、その行為があたかも警察官の行為であるような誤解を一般市民に与えたり、警察活動に混乱が生じないように、警察官等の制服と明確に識別できるものを着用(装着)する必要があり、さらにそれらを都道府県公安委員会へ事前に届け出なければなりません。

警備会社の制服は、警備業法で定められている以下の3点に該当していなければなりません。

- 服装の色彩が警察官等の制服の色彩と明らかに異なるもの
- 服装の形式が警察官等の制服の型式と明らかに異なるもの
- 警備員であることを示す相当程度の大きさの標章を当該服装の見やすい場所に付けているもの

これらに基づいて決められたセントラル警備保障の警備員が着用しているベージュとグリーンの組み合わせの制服は、1996年に採用されたものです。

CSPとシンボルマークの翼を持ったライオンが入った標章は、胸と腕に付けられ、セントラル警備保障の警備員だということが明確にわかるようになっています。

ビルや各種施設などで常駐警備にあたる警備員は、信頼感や安心感を与えられるよう、常に身だしなみに気を付けながら制服をきちんと着こなすことが求められています。



標章

護身用具を持っている？

警備員にとって護身用具は、危険からお客様や自分の身を守るためのものです。しかし、用具によってはむしろ一般市民に不安を与えてしまったり、いたずらに他人を威圧することになるため、携帯できる用具は制限されています。

警備業法で携帯が認められている護身用具は、以下の5点です。

- 警戒棒
- 警戒じょう
- 刺股
- 非金属性の楯
- 上記のほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの



警戒棒

警戒棒と警戒じょうに関しては、形状や長さ、重量など細かい規定(下表参照)があり、いずれもいざという時に相手の凶器を打ち落としたり、攻撃を制するなど、社会通念上やむを得ない場合のみ使用できる必要最小限のものを携帯します。

< 警戒棒の制限 >

長さ	重量
30cmを超え40cm以下	160g以下
40cmを超え50cm以下	220g以下
50cmを超え60cm以下	280g以下
60cmを超え70cm以下	340g以下
70cmを超え80cm以下	400g以下
80cmを超え90cm以下	460g以下



警戒じょうの使い方を訓練している様子

しかし、いずれの護身用具もすべてのセントラル警備保障の警備員が携帯しているわけではなく、警備現場の状況毎に必要な用具を身に着けています。

< 警戒じょうの制限 >

長さ	重量
90cmを超え100cm以下	510g以下
100cmを超え110cm以下	570g以下
110cmを超え120cm以下	630g以下
120cmを超え130cm以下	690g以下

さらに、護身用具以外にも、警備員が携帯しているものがいくつかあります。制服の肩部にあるストラップの先にはホイッスルが付いており、誘導や緊急時の警告などに使用されます。

また、警備の現場によっては、心肺蘇生キット(フェイスマスクや感染防止用グローブ)なども携帯しています。



ホイッスル

セントラル警備保障では、お客様の安心・安全のために、日頃からの訓練に加え、定められた制服や携帯品を徹底することで、適切な判断や迅速な対応ができる警備員の育成を行ってまいります。



■会社概要

商 号： セントラル警備保障株式会社
本 社： 〒163-0831 新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル
代 表： 代表取締役執行役員社長 鎌田伸一郎
創 業： 1966年3月10日
資 本 金： 29億2,400万円
株 式： 東証第一部上場
事 業 内 容： 1. 常駐警備 2. 機械警備 3. 輸送警備 4. 機器販売及び工事 5. 情報サービス
U R L： <http://www.we-are-csp.co.jp/>

【本件に関するお問い合わせ先】

管理本部 経営企画部 広報宣伝・IR室

TEL:03-3344-8747 FAX:03-3345-2418